

令和4年2月18日

## 人事院事務総局給与局長

「降給に当たっての留意点等について」の一部改正について（通知）

「降給に当たっての留意点等について（平成21年3月27日給2—32）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
職員の降給については、 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第75条第2項及び第81条の2第1項、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）附則第8項並びに人事院規則11—10（職員の降給）</u> （以	職員の降給については、 <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）</u> <u>（以下「法」という。）第75条第2項、人事院規則11—10（職員の降給）</u> （以下「規則」という。） <u>及び「人事院規則11—10（職員の降給）</u> の運用について（平成21年3月18日給2—26）」（以下

下「規則」という。)並びに「人事院規則 11—10 (職員の降給) の運用について (平成 21 年 3 月 18 日給 2—26)」(以下「運用通知」という。)のほか、下記のとおり、留意点等について整理しましたので、平成 21 年 4 月 1 日以降、これによってください。各府省等におかれては、これを参考として、降給制度の趣旨に則った対処に努めていただき、公務の適正かつ能率的な運営のより一層の確保をお願いいたします。

#### 記

- I (略)
- II (略)
- III 人事院への報告

規則第 8 条及び運用通知第 8 条関係に基づき、各庁の長が、降給 (法第 81 条の 2 第 3 項に規定する他の官職への降任等に伴う降給及び給与法附則第 8 項の規定による降給を除く。)をしたときは、当該処分の発令の日から 1 月以内に、法第 89 条第 1 項に規定する説明書の写し 1 通を人事院に提出

「運用通知」という。)のほか、下記のとおり、留意点等について整理しましたので、平成 21 年 4 月 1 日以降、これによってください。各府省等におかれては、これを参考として、降給制度の趣旨に則った対処に努めていただき、公務の適正かつ能率的な運営のより一層の確保をお願いいたします。

#### 記

- I (略)
- II (略)
- III 人事院への報告

規則第 8 条及び運用通知第 8 条関係に基づき、各庁の長が、職員を降給させたときは、当該処分の発令の日から 1 月以内に、法第 89 条第 1 項に規定する説明書の写し 1 通を人事院に提出することとされているが、このほか職員が規則第 4 条から第 6 条に該当するとして、規則、運用通知及びこの通

することとされているが、このほか職員が規則第4条から第6条に該当するとして、規則、運用通知及びこの通知に基づき降給（法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等に伴う降給及び人事院規則11—11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第5条第1号又は第2号に掲げる場合における法第81条の2第1項に規定する他の官職への転任に伴う降給を除く。）の処分に係る対応や手続を行っていたところ、当該職員から辞職の申し出がありこれを承認した場合又は当該職員の同意に基づき降格を行った場合は、その旨を人事院へ報告するものとする。

知に基づき降給の処分に係る対応や手続を行っていたところ、当該職員から辞職の申し出がありこれを承認した場合又は当該職員の同意に基づき降格を行った場合は、その旨を人事院へ報告するものとする。

以 上